

## 消防団員の報酬に係る財政措置の改善を求める意見書

消防団は地域防災の要であり、火災、地震、大規模風水害等あらゆる災害から住民の生命・身体及び財産を守る使命を担っている。人口減少と過疎・高齢化が進む養父市においては、平時の活動に加え巡回を通じた高齢者の見守りや防犯などの役割を併せ持ち、地域の担い手である現役世代が集う重要な組織である。養父市の消防団員数は、令和5年4月1日現在で1,127名となっており、うち階級が団員の者は546名である。広域で谷あいの入り組んだ中山間地域の特徴から多くの消防団員及び分団が必要なことに加え、団員階級の割合が低く、班長以上階級の割合が高い特性がある。

普通交付税措置の算定基準において、人口に基づく標準団員数は200名程度とされており現状とは大きく乖離している。また、従来の地方財政措置にあつては、全団員数が標準団員数の2倍を超える場合に特別交付税の措置がなされていたが、令和4年度の改定により、総数として多くの消防団員が在籍しているにもかかわらず特別交付税が措置されないこととなった。

平成30年に市内で多発・広域化した豪雨災害時においても、消防団が危険箇所の警戒や避難誘導など、市民の安心・安全に大きく寄与した。養父市においては現状程度の団員数の確保は不可欠であり、報酬の引き上げや出動報酬の創設などの処遇改善を行っているが、自主財源の乏しい財政基盤の中で自治体独自で財源を確保し続けることは困難である。

よって、国においても消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けて、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

1、中山間地域の小規模自治体の実情に応じた、消防団員の報酬に係る地方財政措置の改善を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月2日

兵庫県養父市議会

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様

内閣官房長官 様

総務大臣 様

財務大臣 様

内閣府特命担当大臣（防災・海洋政策担当） 様

消防庁長官 様